

75歳以上の方を対象とした新医療保険

平成20年3月まで、75歳以上のお年寄りの大半は、市区町村が運営する国民健康保険（国保）に加入して保険料（税）を払いながら「老人保健制度」による医療を受けていました。しかし、急速な少子高齢化、経済の低成長などにより、国民医療費は国民所得を上回る伸びを示しています。このままでは、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を維持することが困難です。とりわけ、今後も高齢化がすすみ、老人医療費が増大することは確実とされています。

現役世代に重くのしかかる負担など、お年寄りの医療費をどうするかが課題になっています。「後期高齢者医療制度」は、お年寄りへの医療費給付を安定させ、お年寄りにふさわしい医療をめざすことを目的に発足した、75歳以上の人を対象とした新しい医療保険制度です。

「後期高齢者医療制度」で何が変わったの？

◆広域連合が運営します

各都道府県に設置された「広域連合」が後期高齢者医療制度を運営します。すべての市区町村は、この広域連合に加入します。なお、各種の申請・届け出、保険料徴収などは、市区町村が窓口になります。



◆75歳になったら、みんな「後期高齢者医療制度」に加入します

※一定の障害がある場合は、65歳以上からの加入になります。



◆新しい「保険証」が1人に1枚、交付されます

75歳以上の人には、新しい「保険証」が交付されますので、この保険証を病院や診療所の窓口に提示してください。



◆受けられる医療は変わらず、これまでどおりです

これまでの老人保健制度と全く同じ医療給付が受けられます。

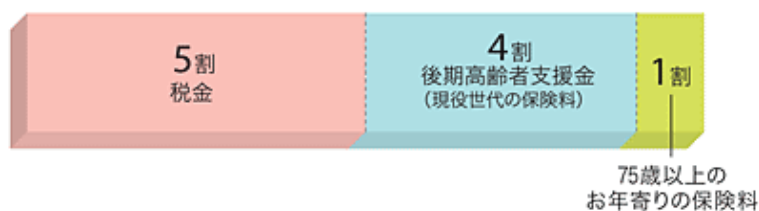
□病気やけがの治療（療養の給付）

- ☐入院したときの食事代
- ☐訪問看護を受けたときの費用
- ☐やむをえない理由による入院・転院の移送費
- ☐療養病床に入院したときの食事代と居住費
- ☐1カ月に高額な医療費がかかった場合の高額療養費の支給など



制度運営のしくみは？

◆財源の1割を被保険者が負担します



負担はどれくらい？

◆医療機関での窓口負担は1割（現役並み所得者は3割）です

後期高齢者医療制度の新しい保険証を提示すれば、これまでどおり、かかった医療費の1割の自己負担ですみます。

ただし、現役並みの所得者※は、これまでどおり3割負担です。

※70歳以上もしくは今まで老人保健の対象であった人で、各種控除後の住民税課税所得が145万円以上の人。

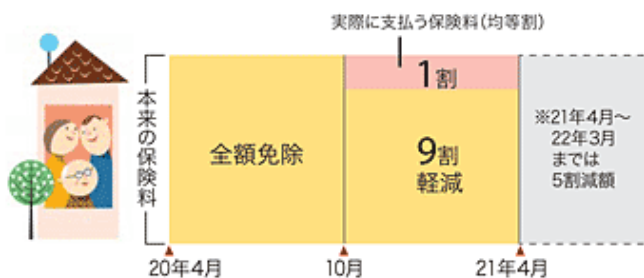


◆すべてのお年寄りが保険料を支払います

これまで、75歳以上のお年寄りのうち、会社員の子どもの扶養家族になっている人は、保険料を支払う必要がありませんでしたが、これからは後期高齢者医療制度の保険料を支払います

（ただし、半年間は負担凍結、そのあと半年は9割軽減される措置がとられます）。

75歳以上で、子どもの健康保険の扶養家族で保険料を免除されていた人の保険料の負担割合



◆保険料は年金から天引きされます

年金が年額18万円以上の方は、原則的に年金から天引きされます。そのほかのケースは、市区町村が個別に徴収します。



70～74歳の人も、こんなことが変わる！

◆平成21年4月から、医療機関の窓口での自己負担が
1割から2割になります



◆平成21年4月から、自己負担限度額が引き上げられます

1カ月の医療費が高額になったときは、高額療養費として限度額を超えた分が払い戻されますが、平成21年4月からこの限度額が以下のように引き上げられます。なお、現役並みの所得者と低所得の人については、これまでどおりです。

	外来の限度額 (個人単位)	入院及び世帯単位 (入院+外来の限度額)
一般	24,600円	62,100円 [44,400円]
現役並みの 所得者	44,400円	80,100円+ (実際にかかった医療費-267,000円) ×1% [44,400円]
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者 I	8,000円	15,000円

※ [] 内の金額は、過去12カ月に3回以上の高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの限度額。

※低所得者 Iは年金収入80万円以下などの条件を満たす人、低所得者IIはそれ以外の住民税非課税世帯の者。

高額医療・高額介護合算制度が創設されました

◆医療費が高額になった世帯で、介護保険のサービスを利用しているとき

医療保険と介護保険、それぞれの限度額を適用します。適用後の支払額の合計が、新たに創設される高額医療・高額介護合算制度の限度額（年額）を超えたときは、その超えた分が支給されます。



◆後期高齢者医療制度について、わからないときは？◆

詳しくは、居住している都道府県の広域連合または市区町村の窓口にお問い合わせください。

市区町村

各種手続きの届け出、被保険者証の受け取り、保険料納付について

広域連合

被保険者証などの交付、保険料の決定、医療の給付など